

## 水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月11日

国土交通省 水管理・国土保全局

# 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

- <ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。
- <ハード対策>** ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目指して実施。

## 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

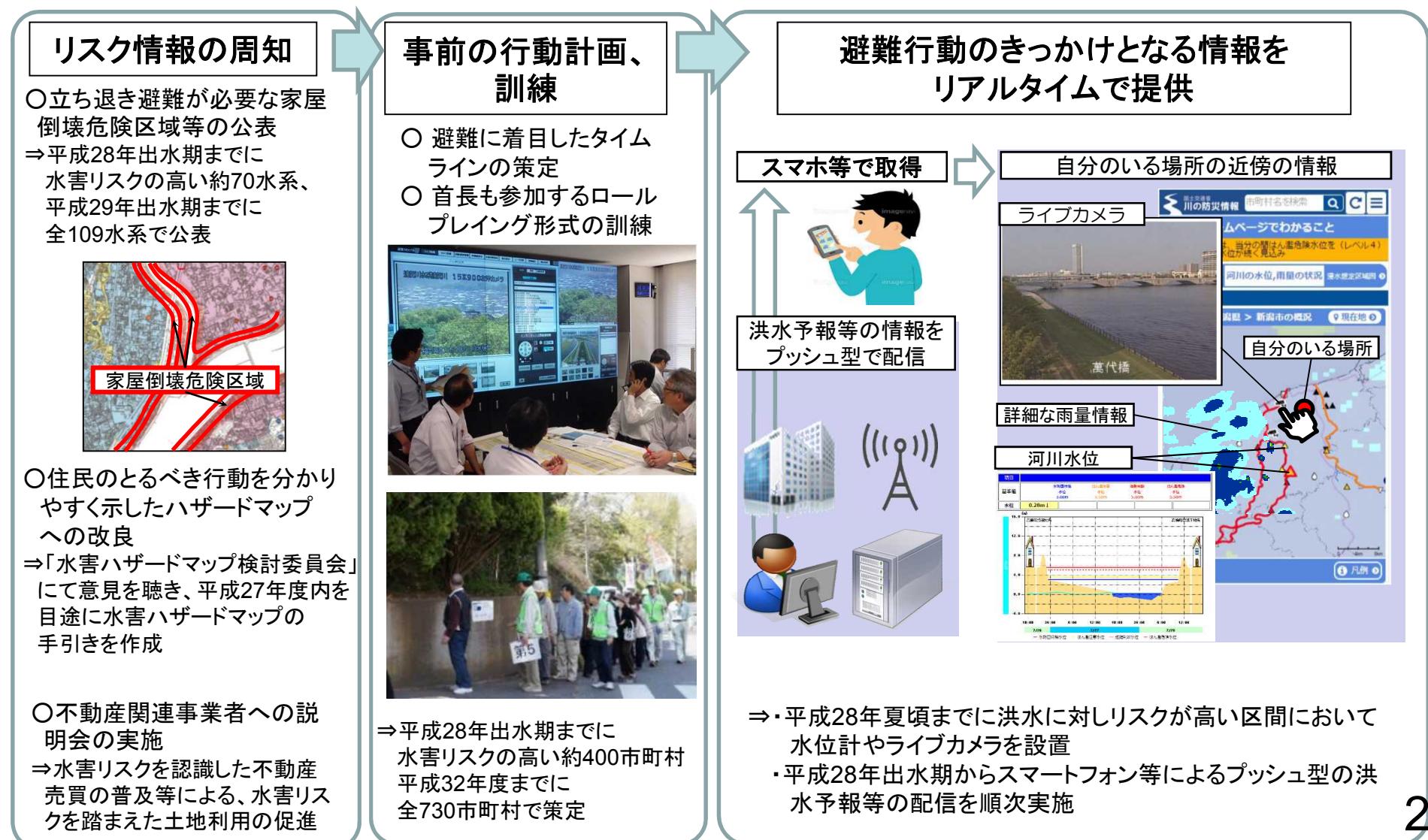


- <住民目線のソフト対策>**
- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
    - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
    - ・住民のるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
    - ・不動産関連事業者への説明会の開催
  - 事前の行動計画作成、訓練の促進
    - ・タイムラインの策定
  - 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
    - ・水位計やライブカメラの設置
    - ・スマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

# 住民目線のソフト対策

- 水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

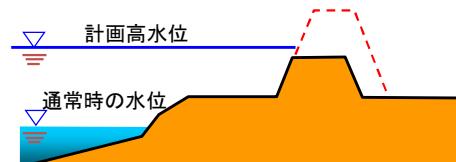


# 洪水を安全に流すためのハード対策

○流下能力が著しく不足している、あるいは漏水の実績があるなど、優先的に整備が必要な区間約1,200kmについて、平成32年度を目途に堤防のかさ上げや浸透対策などの対策を実施。

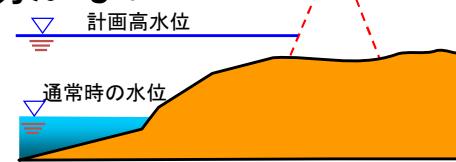
## 【未完成の堤防】

○堤防の断面が不足



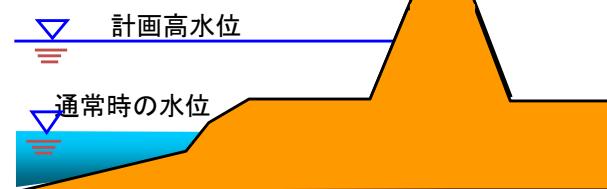
堤防の  
かさ上げ

○堤防がない



## 【完成された堤防】

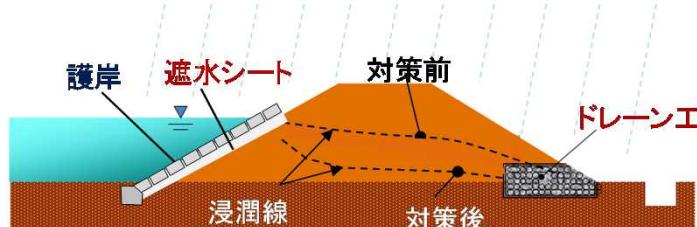
○堤防の高さ・幅ともに  
計画上の断面を確保



浸透・侵食  
対策

## <浸透や侵食に対する対策工法>

➢ドレンエ、護岸や遮水シートの設置等、浸透や侵食に対する安全性を確保するための対策を実施



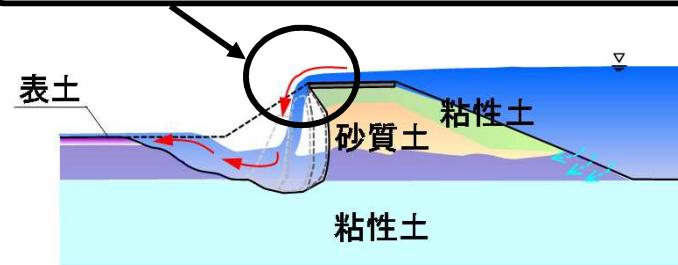
ドレンエ、護岸や遮水シートの設置例

# 危機管理型ハード対策、いわゆる粘り強い構造の堤防等の整備

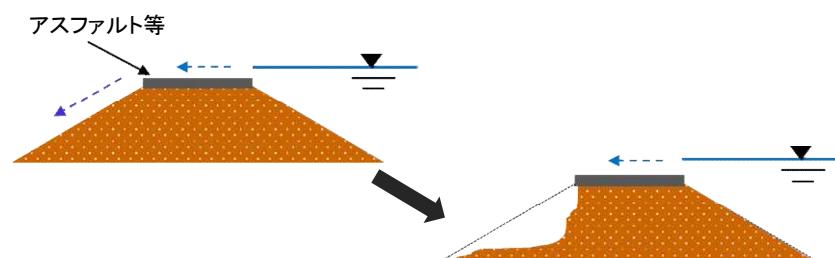
- 氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランスの観点から堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて、平成32年度を目途に粘り強い構造の堤防など危機管理型のハード対策を実施。

## 堤防天端の保護

- 堤防天端をアスファルト等で保護し、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

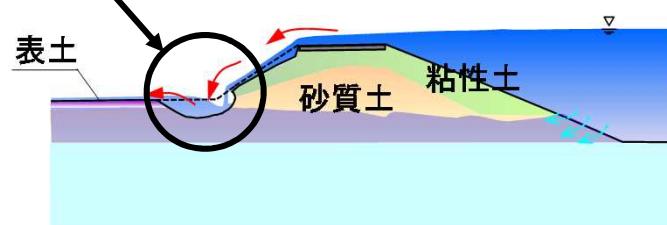


堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

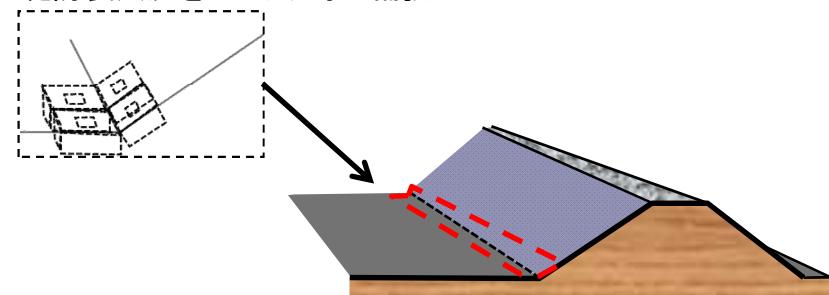


## 堤防裏法尻の補強

- 裏法尻をブロック等で補強し、深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



### 堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中

# 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申

## ～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

- 行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

### ○ 対応すべき課題

- 危険な区域からの立ち退き避難
  - ✓ 市町村・住民等の適切な判断・行動
  - ✓ 市町村境を越えた広域避難
- 水防体制の弱体化
- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

### ○ 住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実戦的なソフト対策の展開を図る

- 圓滑かつ迅速な避難の実現
  - ・ 家屋倒壊危険区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
  - ・ 広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
  - ・ スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供 等
- 的確な水防活動の推進
  - ・ 水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画 等
- 水害リスクを踏まえた土地利用の促進
  - ・ 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
  - ・ 不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催 等

### ○ 危機管理型ハード対策の導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

- 減災のための危機管理型ハード対策の導入
  - ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
  - ・ 堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一體的・計画的に実施するための仕組みの構築 等

## 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく協議会の進め方（案）

平成27年9月関東・東北豪雨による水害を踏まえ、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」としてハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する取組が示された。この取組の推進にあたっては、河川管理者・県・市町村等からなる協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、推進するよう通知されている。

この協議会の進め方に関し、阿賀川河川事務所では下記により取り組むものとする。

### 1. 協議会の体制について

協議会は、直轄区間の氾濫ブロックに関する河川管理者、地方気象台、福島県（本庁及び建設事務所）及び市町村で構成する。

### 2. 協議会等において実施する事項

#### （1）現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ②水防に関する事項
- ③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項
- ④河川管理施設の整備に関する事項

#### （2）地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

#### （3）フォローアップ

地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。